

# 「議会基本条例」素案に関して日本共産党の見解と申入れ

先週号既報の通り、守山市議会「議会基本条例」素案が公表されました。日本共産党は8月27日、素案に関する意見をまとめ、議長に提出しました。

## 《資料》

「守山市議会だより」8月1日付で、「守山市議会基本条例」素案が公表されました。平成21年9月議会において、設置された「議会基本条例制定特別委員会」で策定された素案を「中間報告」として、市民に広く知らせて、意見を求める、という姿勢は評価できるものです。

この「議会だより」をご覧になった市民の方から、私どもに意見が寄せられています。それは、いま地方自治体の役割、特に議会と議員のあり方が社会的にも大きく問われているからだと思います。深刻な経済危機のもとで、雇用不安が広がり、社会的な「貧困」は拡大される一方です。社会不安が自殺や児童虐待など、さまざまな事件を引き起こしています。「今の政治を変えてほしい」という世論の広がりの中で、「議会は市民の期待にこたえているのか」とのきびしい声も寄せられています。「市民の代表とし

て活発に論議しているのか」、「議会活動を市民にきちんと知らせているか」などです。

私たち議員は、このような市民からの批判を真摯に受けとめ、市議会に対する市民の要望は何なのか、いまの議会のどこに問題や課題があるのか、市民参加と情報公開、議会の活性化という視点から見て、議会と議員のあり方を「条例」にどう位置づけるのか、という議論が一番大事であり、「条例」制定がゴールではなく、制定の過程でも、制定後でも、その主旨に沿って、「議会基本条例」の主旨を実践することが大事です。全国的には、現時点で118の議会が「基本条例」が制定された、と聞きおよんでいます。

守山市議会でも、特別委員会で検討された「素案」が公表されましたが、内容の点でも、条例制定過程における議員全員の意見反映と議論という点でも、不充分と、率直に

いなければなりません。

いうまでもなく、地方自治体の第一の責務は、住民の福祉や暮らし、教育を守り、安全・安心のまちづくりです。二元代表制のもとで、特に、議員の大事な仕事は、市政のチエック役と住民の要求実現のために市政と市民を結ぶパイプ役です。ですから議員が議会の場で、民主的に自由に意見を述べ合い、最後は多数決で決めるというのが議会本来のあり方です。同時にそれらの審議過程は、市民に対して公開が原則です。

そこで、素案を補強する視点から、変更すべき点、追加すべき点を指摘します。是非、議員全員の意見反映と議論が保障され、生きた議会基本条例制定へと前進がはかられるように求めるものです。

## 具体的改善提案

### 日本共産党の具体的提案

#### (目的) 変更

第1条 この条例は、地方自治の本旨にもとづき、議会に関する基本的事項を定めることにより、二元代表制の下での合議制の機関である議会の役割を明らかにするとともに、市民に開かれた議会活動をつくりあげ、市民福祉の増進に寄与することを目的とする。

#### (議員の活動原則) 追加

第3条 議員は、議会が言論の府であること、および、合議制の機関であることを十分に認識し、議員相互の自由な討議を尊重するものとする。

#### (市民の参画) 追加

第4条 市議会は原則全ての委員会、本会議を公開し、委員会においては委員長の許可を得て傍聴者の発言も認めるものとする。参考人制度、公聴会制度を活用して、市民の専門的または政策的識見を、議会の討議に反映させるよう務めるものとする。請願、陳情を市民による政策提言と位置づけ、その審議においては、提案者の意見を聴く機会を設けなければならない。

#### (市長等執行機関の関係) 追加

第5条 議員は、議会の代表質問および一般質問の質疑際し、広く市政の論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式を選択することができる。

#### (広報公聴活動) 追加

第12条 市議会は、議会全体または議員個人、会派として、議会報告会、研修報告を行うものとする。

### 守山市議会の「議会基本条例」素案

#### (目的)

第1条 この条例は、二元代表制の下での、合議制の機関である議会の役割を明らかにし、もって守山市の豊かな市民生活の実現と市勢の発展に資することを目的とする。

#### (議員の活動原則)

第3条 1、議員は、市民から公職に選出されたものとして、市政の課題全般を把握し、市民の全体の利益を見据え、市民の意見を市政に適切に反映させることを使命とする。2、議員はその使命を果たすため、不断の研さんに努め、政策立案能力の向上を図らなければならない。3、議員はその活動を行うに当たり、会派を結成することが出来る。

#### (市民の参画)

第4条 1、市議会は、守山市情報公開条例に基づき、情報を公開しなければならない。2、市議会は、本会議および常任委員会を原則として公開する。3、市議会は、市民に対する説明責任を果たすことに留意するとともに、市民との意見交換に努めなければならない。

#### (市長等執行機関との関係)

第5条 市議会は、その権能を踏まえ、その使命を果たすため、市長その他の執行機関との適切な緊張ある関係を保持するものとする。

#### (広報公聴活動)

第12条 1、市議会は、市政に係る重要な情報を議会独自の視点から、常に市民に対して公表するとともに、市民からの意見、要望を取り上げ、その内容および対策について市民に周知するよう努める。2、市議会は、情報技術の発達をふまえた多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心をもつよう議会広報活動に努める。



県企業庁から聞き取り

## 県用水3事業統合、料金も統一化

県企業庁が運営している南  
部上水・東南部上水（中部）  
東南部（甲賀）の三事業が来  
年度から事業統合される方向  
です。このため関係市町の日

県用水統合による料金改定案 改定は来年4月 単位は円			
<b>南部上水道供給事業</b>			
基本料金の料率	1m <sup>3</sup> /月	現行 1,319	改定案 1270
使用料金の料率	1m <sup>3</sup>	27	27
責任水量1m <sup>3</sup> あたり単価		85	83
<b>東南部上水道供給事業（中部地区）</b>			
基本料金の料率	1m <sup>3</sup> /月	現行 1,547	改定案 1315
使用料金の料率	1m <sup>3</sup>	27	27
責任水量1m <sup>3</sup> あたり単価		95	85
<b>東南部上水道供給事業（甲賀地区）</b>			
基本料金の料率	1m <sup>3</sup> /月	現行 1,795	改定案 1679
使用料金の料率	1m <sup>3</sup>	36	27
責任水量1m <sup>3</sup> あたり単価		115	100

本共産党議員が24日揃って  
県庁を訪れ、事業統合の概要、  
料金改定案と課題について聞  
き取りを行いました（写真）。

県はすでに事業統合を前提  
に国庫補助を受け施設整備を  
行っていますが、料金改定に  
ついては上記のように来年4  
月から維持管理にかかる使用  
料金は統一料金となり、南部  
についても1m<sup>3</sup>あたり2円減  
に。また資本費にかかる基本  
料金については28年度から  
統一する考えです。課題とし  
ては、老朽管の更新（概算事  
業費400億円）、吉川浄水場  
の液状化対策（同40億円）  
があげられています。湖南水  
道広域圏にかかる水道整備計  
画が9月議会に提案されま  
す。

# 「議事基本条例」何のなぐさか

## 議会基本条例策定特別委員会での議論から…

9月議会開会に先立って  
30日開かれた「議会基本条  
例策定特別委員会」は、示さ  
れている「基本条例素案」に  
対する各会派から意見につ  
いて、審議されました。この  
日提出された意見は、日本共

産党からのみ（提出した意見  
は裏面に）。小牧議員は審議  
を傍聴しました。

しかし、残念なことに、委  
員会での審議で取り上げら  
れたのは、小牧議員が提案し  
た意見のうち、地方自治の本

旨に基づき」という文言を  
だけ認めたものの、他は認  
めず「素案の通り」という  
結論でした。理由は「同じ  
文言が、他の項目に書かれ  
ている」「もともと、この基  
本条例には、議会運営に関

わることは、盛り込まない、  
というのが最初の合意」「議  
会運営に関わることは、議会  
運営委員会で決めればよい」  
指摘されている内容は、地  
方自治法に書かれている。い  
ちいち書き上げていてはキ  
リがない」という内容でし  
た。

そもそも「条例」を制定す

る意義は何か、ちょっと首  
を傾げざるをえない審議内  
容でした。なによりも大事  
にすべきは、制定過程のな  
かで、議員が自由な意見交  
換を行い、「地方自治の本  
旨」にもとづき、守山市は  
どうあるべきか、議会と議  
員はどうあるべきか。「条  
例」をつくれればよい、と  
いうのではなく、そのことを  
通じて、議会が活性化す  
ることではないでしょうか。  
全員協議会では、前向きな  
議論が求められています。

資料は審  
議会基本条例素案に関する  
日本共産党の見解と提案

## 9月議会はじまる

平成21年度一般会計など決算審議を中心とした9月定  
例議会が3日から開会します。3日は、本会議が開かれ、議  
案が上程されます。議案質疑と一般質問は、15日16日…。

- 3日 本会議・議案提案 / 全員協議会
- 15日 本会議・一般質問
- 16日 本会議・一般質問
- 17日 決算特別委員会（水道会計、病院会計）
- 21日 総務常任委員会
- 22日 文教福祉常任委員会
- 24日 環境生活都市経済常任委員会
- 28日 本会議・議案採決 / 全員協議会

閉会中 10月に決算特別委員会開催

## 一般質問は15日と16日

日本共産党  
**守山民報**

守山市議会議員  
こまき一美

党守山市くらし対策責任者  
まつば栄太郎

TEL・FAX 582-3785  
http://komaki.jcp-web.net/

TEL 584-3077  
FAX 584-3466

日本共産党守山市委員会発行 494号 2010・9・1 TEL 583-8552 FAX 583-1098

毎週木曜日 午後5:45～6:45 守山駅で街頭宣伝しています。